

# 区社協 正会員のみなさまへ（正会員の手引き）

## 1 登録事項の変更について

代表者や連絡先が変わった場合や、退会を希望される団体は、事務局までご連絡ください。

## 2 会費について

毎年、次のとおり正会費をご請求いたします。（年度途中に入・退会する場合でも月割計算や返金はありません。）  
また、当年度の3月31日までに納入がない場合は、退会とさせていただきます。

## 3 部会・分科会について

会員の種別ごとに、部会や分科会などで情報交換や研修などを行っています。（開催時は別途通知）

種別	会 員	年会費	分 科 会	部 会
第5種	障害者団体等当事者団体	5,000円		当事者団体部会 専門団体部会 (福祉医療施設)
第1種	公私社会福祉事業施設及び団体	10,000円	適宜実施 「高齢者関係施設連絡会（入所施設の連絡会）」等	
第7種	その他社会福祉に関係ある団体	5,000円		
第2種	民生委員児童委員	1,000円	民生委員児童委員分科会 (月1回：区民児協と同時開催)	地域福祉 団体部会
第3種	地区社会福祉協議会	5,000円	地区社会福祉協議会分科会 (2ヶ月に1回程度開催)	
第4種	地区連合会 (自治会町内会)	30円×町会加入 世帯数	自治連合会分科会 (月1回：区自治連と同時開催)	
第6種	ボランティア ・市民活動団体	5,000円	ボランティア・市民活動団体分科会 (年5回)	
第8種	社会福祉関係行政 機関	免 除		
第9種	学識経験者	免 除		学識経験者部会

## 4 助成金制度「鶴見区ふれあい助成金」「つるみ善意銀行助成金」の会員優遇について

- (1) 助成金額に1万円上乘せして申請することが出来ます。
- (2) 一部書類（名簿等）の添付が免除されます。（入会時提出しているため）



## 5 区社協ホームページへのリンクについて (<https://www.yturumi-shakyo.jp/>)

区社協のホームページのリンク集への掲載を希望される団体は、「①件名：区社協HPリンク希望  
②団体名（正式名称）③連絡担当者氏名」を、メールでご連絡ください。（info@yturumi-shakyo.jp）

## 6 共催・後援名義の使用申請について

- (1) 共催・後援名義の使用申請について  
各種イベントなどで、「社会福祉法人 横浜市鶴見区社会福祉協議会」の共催・後援名義の使用が申請できます。

	申 請 〳 切
共催	原則、行事・事業実施の2ヶ月前まで
後援	開催日の2週間前まで ※共催・後援の承認要件等は名義使用の承認に関する事務取扱要綱の定めによります